

議事要旨(3) 企業会計基準公開草案第 9 号「役員賞与に関する会計基準(案)」のコメントについて

企業会計基準公開草案第 9 号「役員賞与に関する会計基準(案)」については、平成 17 年 9 月 7 日から 10 月 11 日の期間で外部からのコメントの受付を終了している。寄せられたコメントの概要と検討しているコメントへの対応案の報告がなされ、この事項について審議がなされた。

布施専門研究員から報告されたコメントの概要と対応案の概要は次のとおりである。

NO.	論点の項目	報告されたコメントの概要と対応案
1.	役員賞与の性格	役員賞与の性格に関して、公開草案の表現などについてのコメントが寄せられたが、基準案で示された役員賞与を費用処理する点に反対するコメントは寄せられていない旨が報告された。
2.	概算計上する場合の会計処理	<p>基準案第 11 項において、引当金を計上する場合、株主総会の決議事項とする額を計上することとされているが、タイミングによっては決議事項とする金額が決定していない場合も想定され、「当該決議事項とすることが見込まれる額」とすべきであるというコメントが寄せられた。このコメントを取り入れ、表現上の修正を行うことを検討している。</p> <p>基準案第 11 号において、「原則として、引当金に計上する」との記載があるが、「原則として」と記載する趣旨が明らかではないとのコメントが寄せられた。このため、このコメントに対応し、未払役員報酬等の適当な科目をもって計上できる場合として、「子会社が支給する役員賞与」を当該会計基準に記載することを検討している。</p>
3.	会計方針の変更としての取扱い	同じ役員賞与に関する会計処理の指針である実務対応報告第 13 号を適用した際には、会計方針の変更として扱われなかったところ、当該会計基準の適用にあたっては会計方針の変更として取り扱うこととした理由を示して欲しいとのコメントが寄せられた。しかし、新たな会計基準が制定された場合の一般原則としての取扱いであり、特に理由を基準上示すことは考えていない。
4.	中間等の取扱い	実務対応報告第 13 号にて示されていた中間財務諸表における取扱いについて当該会計基準においても示してほしいとのコメントが寄せられた。このため、このコメントに対応し、中間財務諸表における取扱いを当該会計基準に記載することを検討している。
5.	税務との調整について	役員賞与に関する法人税法の取扱いとの調整についての対応を求めるコメントが寄せられた。しかし、法人税法の取扱いは検討の対象外と考えざるを得ず、コメントに対応することは考えていない。

報告されたコメントと対応案について、委員等からは特に発言がなく、示された対応案に沿って、引き続き専門委員会において検討を行うこととされた。

以上